

行政官庁等からのヒアリング等の実施について（案）

1．目的

行政訴訟検討会における現時点までの検討状況を踏まえ、今後の検討の参考とすべき意見や情報等を得るため、行政訴訟検討会において行政官庁等のヒアリングを実施する。

2．ヒアリングの対象とする行政官庁等

人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、防衛庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省（訟務部門を含む。）、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、会計検査院（18機関）

地方団体等（2～3機関程度）

最高裁判所

3．ヒアリングの実施方法

第18回検討会資料の「行政訴訟検討会において検討されている主な検討事項」に基づき、各項目の見直しの考え方について、

各省庁等の所管する行政実務（行政争訟、司法行政を含む。）に与える影響の有無・内容・程度、

上記との関係で検討を要すると思われる事項、
を照会する。

照会の方法については、原則として書面による回答を求めた上で、検討会における説明（各10分程度）と質疑（各15分程度）を行うことを基本として日程を調整する。

4．ヒアリングの実施時期

7月24日 午後 1：30～ 5：30（日程追加）

7月25日 午前10：00～12：00
午後 1：00～ 5：30（時間変更）

5．参考事項

行政官庁等のヒアリングの実施に併行して、「行政訴訟検討会において検討されている主な検討事項」を踏まえ、行政訴訟制度の見直しに関し国民からの意見も募集することとする。